

各 位

2025年7月11日

イオ信用組合

不祥事件の発生とお詫びについて

この度、当組合職員による不祥事件が発生いたしました。

信用と信頼を第一とし、高い倫理観が求められる金融機関として、このような不祥事件を発生させてしまったことについて、役職員一同厳粛に受け止め、深く反省するとともに、心よりお詫び申し上げます。

また、被害に遭われたお客様をはじめ、日頃より当組合をご愛顧いただいておりますお客様や組合員様、地域の皆様に対し、多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことを重ねて心よりお詫び申し上げます。

1. 不祥事件の概要

発 生 店 舗： 名古屋支店

事 故 者： 元渉外主任（30歳代 男性）

事故の内容： お客様17名（14世帯）から集金した定期積金と普通預金に入金すべき金銭を着服・費消していました。

発 覚 日： 2025年4月14日（月）

発覚の経緯： 事故者が担当する定期積金延滞先が増加したため調査した結果、本人が着服の事実を認め発覚いたしました。

発 生 期 間： 2024年6月4日から2025年4月9日

被 害 金 額： 累計着服金額3,240,000円（事故金額1,150,000円）

※ 累計着服金額…着服した現金の合計額

※ 事 故 金 額…着服した現金のうち、発覚時に返金されていなかった金額

2. お客様の被害に対する対応

事実関係を説明の上深くお詫び申し上げ、所定の手続きを取り、被害額全額を補填させていただきました。

3. 関係機関への報告等

事故発覚後、速やかに監督官庁へ報告し、法令に基づく届け出を行いました。

また、所轄警察署へ事実関係を通報いたしました。

4. 人事処分

事故者について、2025年4月30日付で懲戒解雇処分としました。

また、その他関係者の処分につきましても、規定に基づき厳正な処分を行います。

5. 今後の対応

今回の事件が発生したことを厳粛に受け止め、法令遵守の更なる徹底等、再発防止に向けた内部管理態勢の充実・強化を図り、信頼回復に向けて役職員一同全力で取り組んで参ります。

以上

【本件に関するお問い合わせ】

イオ信用組合 総務部お客様窓口

電話番号 052-561-4321

受付時間 午前9時から午後5時まで

(土・日祝日は除きます)